デマンドタクシー目的地の名称変更について

1 概要

現在運行するデマンドタクシーのうち、自宅と目的地間を運行するドア・ツー・ドア型について、対象となる運行範囲の中で目的地として定めている施設を、現状に合わせて名称変更するものです。

2 変更点

(1) 宇刈地区

新施設名	旧施設名	区分	所在地	内容
DCM	ケーヨーデイツー	商業施設	袋井市上山梨 4-1-3	【名称変更】
袋井山梨店	袋井山梨支店			

(2) 浅羽南·浅羽南地区

新施設名	旧施設名	区分	所在地	内容
うみてらすDOR I	浅羽体育	公共施設	袋井市東同笠 1611-5	【名称変更】
(浅羽体育センター)	センター			

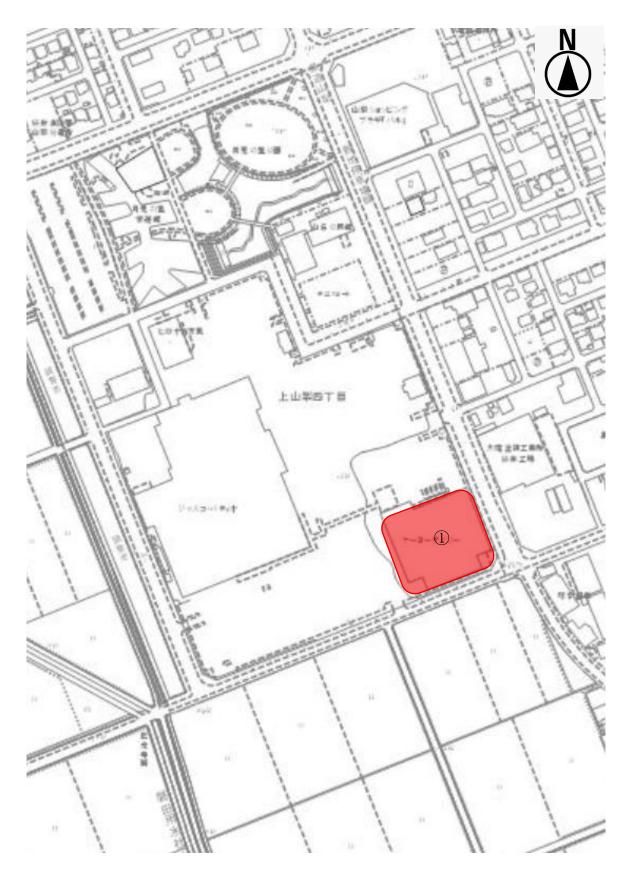
3 変更日

令和7年4月1日

4 位置図

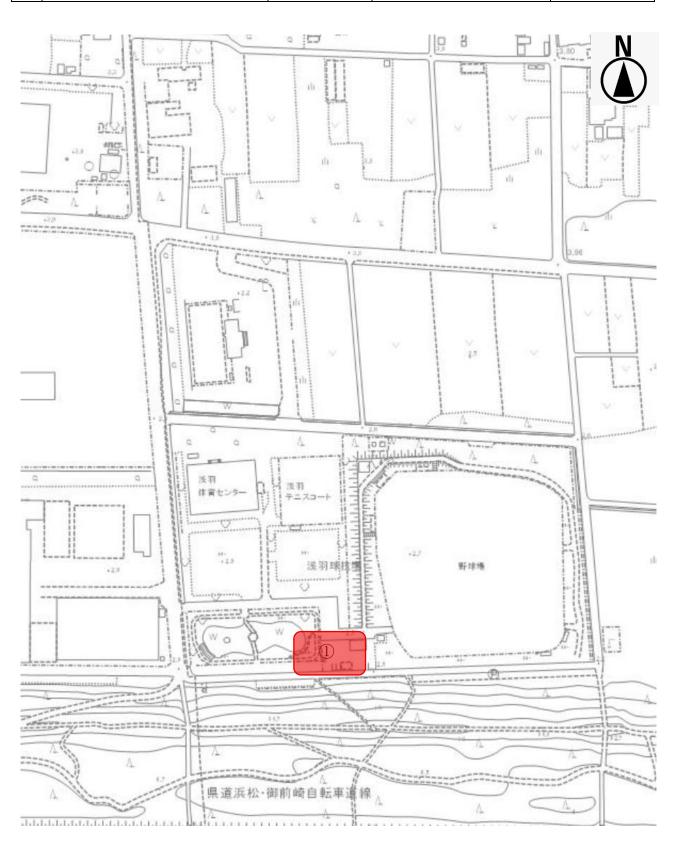
(1) 宇刈地区

 ① DCM袋井山梨店
 商業施設
 袋井市上山梨 4-1-3
 【名称変更】



(2) 浅羽南地区、浅羽西地区

 ① うみてらすDORI
 公共施設
 袋井市東同笠 1611-5
 【名称変更】





(うみてらすDOR I 停留所)